

# 平成21年度 薬事検査について

平成21年度は健康福祉局医療安全課の依頼により、医薬品、いわゆる健康食品及び化粧品の試買検査を実施しました。

## 1 医薬品検査

横浜市内の薬局で製造販売されている薬局製剤「感冒剤13号A」4検体について、重量偏差試験並びにアセトアミノフェン、エテンザミド、マレイン酸クロルフェニラミン、*dl*-塩酸メチルエフェドリン、カフェイン、リン酸ジヒドロコデインの確認試験及び規格試験を行いました。その結果、1検体がマレイン酸クロルフェニラミンの規格試験に適合しませんでした。

## 2 いわゆる健康食品等の検査

「ダイエット」、「痩身」等を標榜し、肝機能障害等が問題となる「いわゆる健康食品」17検体について、セナ、フェンフルラミン、*N*-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン類及び甲状腺ホルモンの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

強壮効果を標榜する「いわゆる健康食品」6検体について、シルデナフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、キサントアントラフィル、チオキナピペリフィル、メチルテストステロン及びヨヒンビンの検査を行いました。その結果、1検体からタダラフィルと「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当する新規医薬品ヒドロキシチオホモシルデナフィルが検出されました。さらに、プソイドバルデナフィル、バルデナフィルが1検体から検出されました。また、薬事法違反の疑われる1検体について、ホンデナフィル及びチオアイルデナフィルの検査を行った結果、チオアイルデナフィルが検出されました。

## 3 化粧品検査

育毛、養毛を標榜する製品2検体について、ミノキシジル、エストラジオール安息香酸エステルを検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

### 薬局製剤 とは

薬事法第22条薬局における製造販売の特例において、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具を持って製造することができる医薬品のことで、現在は約400品目あります。

【検査研究課 薬事担当】